横浜市記者発表資料



平成 27 年 3 月 11 日 教育委員会事務局 生涯学習文化財課

「新古今和歌集竟宴和歌」などが 国重要文化財に指定されます

国の文化審議会(会長:宮田亮平)は、平成27年3月13日(金)に開催される同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、横浜市立大学所有「新古今和歌集竟宴和歌」(市指定文化財)など本市域内2件の美術工芸品を新たに重要文化財に指定するよう文部科学大臣に答申する予定です。

今回の新指定により本市域内に所在する国重要文化財は86件になります。

	種別	名称及び員数	所有者
1	書跡・典籍	しんこきんわかしゅうきょうえん ゎ ゕ 新古今和歌集竟宴和歌 一巻	公立大学法人 横浜市立大学
2	歴史資料	がしょせんき 過所船旗 天正九年四月廿八日 一 旒 っしまむらかみけもんじょ 能島村上家文書 百九十九通	個人(市内) (山口県文書館保管)



上:新古今和歌集竟宴和歌



※写真の提供はお問合せ先まで御連絡ください。



上:過所船旗

左:能島村上家文書

新指定の国重要文化財概要

1 新古今和歌集 寛 宴和歌 一巻 (書跡・典籍)

【所有者】: 公立大学法人横浜市立大学(金沢区瀬戸 22-2)

【大きさ】: 縦 28.4 cm 全長 302.5 cm

【時 代】:鎌倉時代

【概要】: 新古今和歌集の完成を祝って、元久二年(1205年)に、後鳥羽院(1180~1239年)によって催された歌会の和歌である。後鳥羽院が作った1首と、藤原良経らの各1首の計20首を収めている。 勅撰集の完成に伴い、初めて催された竟宴における和歌であり、かつ、鎌倉時代中期にさかのぼる最古の写本として貴重である。

【基準】: 国宝及び重要文化財指定基準2号(典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの)

※この文化財は、平成3年11月1日に横浜市指定有形文化財に指定されておりますが、今回の国重要文化財の指定を受け、横浜市の文化財指定は解除となります。

2 「過所船旗 天正九年四月廿八日 **一 旒 (歴史資料)**

【所有者】:個人(市内)(山口県文書館保管:山口県山口市後河原 150-1)

【大きさ】: 過所船旗 縦 53.4 cm 横 42.1 cm

【時 代】: 室町時代~安土桃山時代

【概要】:中世後期に瀬戸内海の制海権を有した能島村上家に伝来した、室町時代から安土桃山時代に至る文書群で、過所船旗1旒を含む。過所船旗は、能島村上家の家紋「上」が大きく書かれたもので、村上武吉が発給した海上通行証というべき伝来の稀な資料として貴重である。また、文書群は海上交通の要衝である瀬戸内海において水軍を編成し、活動した戦国期武家の歴史を知る上で、最もまとまった資料群として歴史的価値が高い。

【基準】: 国宝及び重要文化財指定基準3号(我が国の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの)

※問合せ先:山口県文書館 山崎 電話 083-924-2116

お問合せ先

教育委員会事務局生涯学習文化財課長 石田 英昭 Tel 045-671-3236